

# 自主防災組織の役割に関する文献調査の結果

消防庁 国民保護・防災部 地域防災室

# 目次

○調査の概要	1
○日常における活動	2
○災害時の活動	1 3
○その他	2 2
<参考>調査対象の文献一覧	2 5

# 調査の概要

## 1. 調査の趣旨

「自主防災組織の手引」の改訂直後に発生した東日本大震災以降における自主防災組織の役割の変化の把握

## 2. 調査対象の文献

東日本大震災発生以降に公表された、自主防災組織の役割に関する記載がある政府部内の報告書等

## 3. 調査の結果

次ページ以降のとおり、調査した文献にある自主防災組織の役割に関する記載を、「自主防災組織の手引」で示している自主防災組織の活動ごとに整理（「自主防災組織の手引」中、P.31～P.65参照）

# 日常における活動

# 防災知識の広報・啓発

文献名	記載内容
東日本大震災を踏まえた今後の消防防災体制のあり方に関する答申(H24.1)	<p>防災・減災の観点から、住民の防災意識の向上を図っていくこと、防災教育・訓練の充実を図っていくことが特に望まれる。その際、地域の行政主体である市町村が中心となって、消防本部、消防団、婦人(女性)防火クラブ、少年消防クラブ、<b>自主防災組織</b>、ボランティア組織、教育機関などが更に連携して防災教育に取り組み、地域の総合的な防災力を高めていく必要がある。</p>
消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方に関する答申(H27.12)	<p>地域の防災を担う人材を育成し、継承する観点、そして周囲の住民を巻き込んでいくという観点からは、地域の子どもを対象とした防災に関する学習に計画的に取り組むことも重要である。</p> <p>こうした防災に関する学習の取組には、地域住民や団体の参画が欠かせない。地域防災力の中核たる消防団を中心に、退職消防団員、女性(婦人)防火クラブや<b>自主防災組織などの学校教育及び社会教育の現場への参加を得ながら、防災に関する学習の取組を地域ぐるみのものでしていく必要がある。</b></p>

# 地域の災害危険の把握

文献名	記載内容
総合的な土砂災害対策の推進について(報告)(H27.6)	<p>住民がマイマップや災害・避難カードを作成するにあたっては、<b>自主防災組織等を活用し地域全体でリスクを点検</b>しながら作成することで、地域の抱える災害リスクの確認、過去の災害経験の伝承、災害予兆や避難の考え方などの防災知識の伝授等の機会をつくっていくとともに、地域内で日頃から互いの顔を認識できるように声かけしやすい雰囲気醸成し、地域のつながりを高めていく仕組みの一つとすべきである。</p> <p>※マイマップ:住民一人ひとりが作成する自分ための防災用地図 ※災害・避難カード:住民自身が身の回りの災害の危険を認識するためのカード</p>
水害時における避難・応急対策の今後の在り方について(報告)(H28.3)	<p>地域の安全は地域で守るという意識の下、地元市町村における避難勧告等の発令タイミングや避難場所・避難経路等を理解し、<b>住民が主体的に具体的な避難計画を地域全体で検討</b>しておくことが望ましい。例えば、行政が作成するタイムラインを参考に、地域住民が自らタイムラインを作成すること等が考えられる。タイムラインには、河川水位等の確認、避難のタイミング、地域内の避難呼びかけ、一人で避難することが困難な避難行動要支援者の避難支援、安否確認、避難所の開設・運営、被災者と市町村との連絡調整、避難訓練の実施等を決めておくことが考えられる。地区防災計画の策定、災害・避難カード作成等を活用する方法もある。</p>

# 防災訓練

文献名	記載内容
防災対策推進検討会議最終報告(H24.7)	市町村や町内会など、 <b>地域レベルでの訓練の実施に当たっては、学校、自主防災組織、地域団体、医療機関、応援協定を結ぶ民間企業、NPO、NGO等、地域に関係する多様な主体</b> (防災活動の主体に限らず、まちづくり活動等の主体を含む) <b>が連携し、過去の災害履歴などの地域性を踏まえた訓練を行うべきである。</b>
津波避難対策検討ワーキンググループ報告(H24.7)	<b>学校の防災訓練を地域住民の協力を得て実施するだけでなく、地域の防災訓練に地域の一員として児童生徒が参加することにより、その地域を守る意識を向上させることが期待できる。また、登下校時における災害対応に関し、学校と地域が連携する意識の醸成が期待できる。</b>
男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針(H25.5)	平日昼間、夜間、休日等様々な条件を想定し、保育所、幼稚園、小・中・高等学校、大学等や、企業、 <b>自主防災組織等と連携し、男女が参画した防災訓練を定期的に実施すること。</b>
避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(H25.8)	市町村は、考えうる様々な災害や被害を想定し、 <b>避難行動要支援者への確実な情報伝達や物資の提供等の実施方法等に関する訓練を、民生委員や消防団、自主防災組織、自治会、福祉事業者、ボランティアや地域企業の従業員等の様々な分野の関係機関・者の参加を得ながら実施することが適切である。</b>

# 家庭の安全点検①

文献名	記載内容
地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会報告(H24.3)	災害発生直後には行政等からの物資等の配給が困難であることを想定して、 <b>3日分の程度の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等や女性用の物資の備蓄を</b> 促進する必要がある。
同上	<b>医薬品や特殊な医療器具など自らの生命に係る重要な物資、資機材等はあらかじめ備蓄しておく必要がある。</b> また、適切に支援を受けるためにも、 <b>医薬品の名称や服用量等をリスト化し、食料や飲料水等の避難時の持ち出し品とともに保管しておくこと</b> が望ましい。
同上	ライフラインやインフラの途絶時に、一定の間、 <b>日常生活と生業の維持が可能な程度の最低限の準備(燃料の備蓄、家畜や種苗等の移動・輸送手段の確保等)</b> をしておく必要がある。
首都直下地震の被害想定と対策について(最終報告)(H25.12)	火災発生の原因となる電気火災等の発生を阻止するため、従来から進めてきた <b>感震自動消火装置等を備えた火気器具や電熱器具の普及</b> 等を推進するとともに、市街地延焼火災の発生の危険性の高い地域を中心にして、大規模な地震発生時に速やかに電力供給を停止する方策や取組を検討し、 <b>感震ブレーカー等の100%配備</b> の方策の検討を進め、早急に実施すべきである。



## 家庭の安全点検②

文献名	記載内容
首都直下地震の被害想定と対策について(最終報告) (H25.12)	被災地域内においては、深刻な交通渋滞等により、避難所への物資の輸送だけでなく、一般の在宅の生活者への生活物資を含めた輸送が困難となることが想定されることから、 <b>各家庭や企業等においては、最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料・飲料水・カセットコンロ・災害用トイレ及び生活必需品等の備蓄及び日常的に一定量以上の燃料(ガソリン満タン、灯油1缶増等)を備えるよう努めるべきである。</b>
南海トラフ地震防災対策推進基本計画(H26.3)	国、地方公共団体は、地震に伴い火災が発生した際の初期消火率向上を図るため、 <b>住宅用消火器、エアゾール式簡易消火用具の設置等の消火資機材の保有の促進や消火設備の耐震化、家具等の転倒・落下防止対策の実施</b> による防災行動の実施可能率の向上、消火活動を行う常備消防、消防団及び自らの安全が確保できる範囲内で消火活動を行う自主防災組織等の充実、消防水利の確保等を図る。
大規模地震防災・減災対策大綱(H26.3)	国、地方公共団体は、地震時の住宅火災の発生を抑えるため、 <b>住宅用火災警報器、防災カーテン等の防災品、住宅用消火器、エアゾール式簡易消火具等の火災防止機器・器具等の普及</b> を促進する。
同上	国、地方公共団体は、地震に伴い火災が発生した際の初期消火率向上を図るため、 <b>住宅用消火器、エアゾール式簡易消火具等の火災防止機器・器具の設置、風呂水のためおき等の消火資機材の保有の促進や、家具等の転倒・落下防止対策の実施</b> による防災行動の実施可能率の向上、消火活動を行う消防団の充実、火災の規模に応じ自らの安全が確保出来る範囲内で消火活動を行う自主防災組織の充実等を図る。

## 家庭の安全点検③

文献名	記載内容
大規模地震防災・減災対策大綱(H26.3)	国、地方公共団体は、発災時における家族相互の安否確認方法の確認、各家庭における水・食料、簡易トイレ等の備蓄、カセットコンロ、手回しラジオ、非常用持出品の確保など災害時への備えが強化されるよう啓発する。特に、南海トラフ地震や首都直下地震等による影響が大きく、長期にわたり物流の途絶、物資不足が想定される地域にあつては、最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の備蓄を行うよう周知する。
首都直下地震緊急対策推進基本計画(H27.3)	発災後の道路交通渋滞、生活物資の不足を見越した上で、各家庭や企業等における「最低3日間、推奨1週間」分の水・食料等の備蓄に努める。

# 防災資機材等の整備①

文献名	記載内容
<p>東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告 (H23.9)</p>	<p>今回の東日本大震災においても、多数の孤立集落や孤立地区が発生したことを踏まえ、地震・津波発生後の連絡体制を確保するため衛星携帯電話の配備を進めるとともに、地域完結型の備蓄施設と備蓄品の確保とあわせて、自主防災組織の育成を行うべきである。</p>
<p>地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会報告 (H24.3)</p>	<p>被災経験のある市町村では、夕方以降の地震の発生や冬季の対策の必要性等から、それぞれの集落において「投光器」「テント」「医薬品」「防水シート」「毛布」の備蓄が進められていることから、これらを参考にして、孤立可能性のある集落においては、今後地域完結型の物資の備蓄を推進する必要がある。</p> <p>こうした物資の備蓄を、防災目的のみで進めるには限界があることから、複数の集落でまとめて備蓄を行ったり、防災以外の目的と併せて購入を図るなど工夫した備蓄方法を検討することが望ましい。</p>
<p>南海トラフ巨大地震対策について(最終報告) (H25.5)</p>	<p>防災用資機材、飲食料・医薬品等が災害時に有効に利用できるよう、平常時から資機材等の備蓄状況に関する情報の整理・更新を適切に実施する必要がある。</p>
<p>南海トラフ地震防災対策推進基本計画 (H26.3)</p>	<p>地方公共団体は、孤立する可能性がある集落において、集落規模に応じて、他地域からの応援がなくても対応できる量(1週間程度)の水、食料等の生活物資、医薬品、医療用資器材、簡易トイレ、非常用電源のための燃料等の公共施設の備蓄倉庫、家庭、自主防災組織等への備蓄を促進し、孤立に強い集落づくりを進める。</p>

## 防災資機材等の整備②

文献名	記載内容
大規模地震防災・減災対策大綱(H26.3)	地方公共団体は、孤立する可能性がある集落において、集落規模に応じて、他地域からの応援がなくても対応できる量(1週間程度)の水、食料等の生活物資、医薬品、医療用資器材、簡易トイレ、非常用電源のための燃料等の公共施設の備蓄倉庫、家庭、自主防災組織等への備蓄を促進し、孤立に強い集落づくりを進める。
総合的な土砂災害対策の推進について(報告)(H27.6)	自主防災組織等では、指定緊急避難場所に備蓄している燃料や食料等を把握して地図(対応資源マップ)に記載し、いざというときの避難に備えておくことが重要である。

# 避難行動要支援者対策①

文献名	記載内容
地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会報告(H24.3)	<p>特別な配慮が必要な人への対応については、防災担当者、災害ボランティア等が専門家と連携して行うほか、家族や周囲のサポートのもとで日常生活を送ることが望ましい場合も多いため、<b>特別な配慮の必要な人の存在や特性に応じた適切な対応について地域で把握</b>しておく必要がある。</p>
防災対策推進検討会議最終報告(H24.7)	<p><b>災害時要援護者の避難の円滑化のため、地域の自主防災組織、民生委員・児童委員、介護事業者、ボランティア等の多様な主体による支援体制を整備</b>すべきである。また、各地域で避難のシミュレーションの実施を推進すべきである。</p>
災害時要援護者の避難支援に関する検討会報告書(H25.3)	<p>(地域の役割)</p> <p>平常時においては、全体計画の作成に参画するとともに、避難支援者として、実効性のある避難支援が行えるよう、<b>要援護者本人や関係者等とともに、地域のルール作りや具体的な支援方法等を決めておく</b>ことが重要である。また、避難行動要支援者名簿掲載者について、形式要件のみによるのではなく、地域において必要と考えられる者の掲載に漏れがないか確認することも適切である。さらに、名簿を活用して要援護者と顔見知りになって、地域の防災意識を向上し、共助力を高めることが適切である。</p> <p>発災時には、事前の役割分担に基づき、自らの生命や身体の安全の確保を図りながら、名簿を活用して、<b>要援護者の避難支援や情報提供、発災直後の安否確認を行う</b>ことが適切である。</p> <p>発災後は避難所において要援護者班を組織し、そこを中心に<b>避難所等で生活する要援護者の支援や、在宅生活を余儀なくされている要援護者の支援に当たる</b>ことが適切である。</p> <p>※全体計画：要援護者の範囲など災害時要援護者の避難支援についての考え方を定めた計画</p>

## 避難行動要支援者対策②

文献名	記載内容
避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針 (H25.8)	<p>市町村は、民生委員や社会福祉協議会、<b>自主防災組織</b>や自治会、福祉事業者等に、避難行動要支援者と避難支援等関係者の打合せの調整、避難支援等関係者間の役割分担の調整等を行うコーディネーターとしての<b>協力を得て</b>、それらの者と連携しつつ、一人一人の個別計画の作成内容や進捗状況、フォローアップ状況等を把握し、実効性のある避難支援等がなされるよう、<b>個別計画の策定を進めていくこと</b>。</p> <p>また、平常時から避難行動要支援者と避難支援等関係者が、避難支援等の具体的な支援方法について入念に打合せよう、避難支援等関係者に協力を求めること。</p> <p>※個別計画：個々の避難行動要支援者に関する具体的な避難の支援方法を定めた計画</p>
同上	<p>市町村やコーディネーターとなる民生委員や社会福祉協議会、<b>自主防災組織・自治会、福祉事業者等を中心に、避難行動要支援者を個別に訪問し</b>、本人と具体的な避難支援等の方法について打合せ、市町村や避難支援等関係者間で避難支援等に必要情報を共有できるよう、避難行動要支援者名簿に記載されている情報に加え、<b>下記の情報等を記録</b>すること。</p> <p>＜具体的な支援方法例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発災時に避難支援を行う者、・避難支援を行うに当たっての留意点</li> <li>・避難支援の方法や避難場所、避難経路、・本人が不在で連絡が取れない時の対応等</li> </ul>
同上	<p>住民相互の助け合いを促し、避難支援等の体制を構築するために、平常時から地域づくりを進めておくことが重要である。このため、市町村や<b>自主防災組織・自治会等は、避難行動要支援者も含め、普段から住民同士が顔の見える関係を構築</b>することを促し、避難支援等関係者を拡大するための取組を行っていくことが適切である。</p> <p>その際、防災に直接関係する取組だけでなく、日常の様々な事業の中で避難行動要支援者が地域社会で孤立することを防ぎ、避難行動要支援者自身が地域にとけ込んでいくことができる環境づくりに努めること、また、地域おこしのための様々な事業やボランティアとの連携を検討することが考えられる。</p>

# 災害時の活動

# 情報の収集及び伝達

文献名	記載内容
首都圏大規模水害対策大綱 (H24.9)	確実な情報伝達の実現のため、常備消防、警察、水防団、消防団等の行政機関や自主防災組織等による住民個人への直接伝達体制の強化を図る。その際、職員等の安全の確保に十分留意する必要がある。
大規模地震防災・減災対策 大綱(H26.3)	地方公共団体は、発災時にこれらの通信機器や非常用電源を確実に使えるようにするため、防災訓練等を通じた使用方法の習熟を図るとともに、自主防災組織や消防団等による発災時の被害状況把握のための体制を構築する。



# 出火防止、初期消火

文献名	記載内容
南海トラフ巨大地震対策について(最終報告)(H25.5)	<b>自主防災組織等は、災害発生時に、消防機関と協力・連携しながら、初期消火活動等にあたる必要がある。</b>
首都直下地震の被害想定と対策について(最終報告)(H25.12)	出火を阻止する対応策として、同時に複数の発生が想定される出火元で抑える初期消火は非常に重要である。一方で初期消火に時間をかけすぎること、逃げ遅れて、延焼火災に巻き込まれる危険性もある。このため、初期消火の限界について、例えば、家庭内では天井まで火が至ったら避難行動に移行、 <b>自主防災組織等の地区消火では、2軒目に延焼したら避難行動に移行するといった一定の行動指針を設ける必要がある。</b>
大規模地震防災・減災対策大綱(H26.3)	<b>自主防災組織等は、災害発生時に、火災が拡大して危険となった場合は消火活動を中止して避難するなど、自身及び家族の安全が確保できる範囲内で、消防機関と協力・連携しながら、初期消火活動等に当たる。</b>

# 救出・救護

文献名	記載内容
首都直下地震の被害想定と対策について(最終報告) (H25.12)	道路啓開や交通渋滞の解消等が遅れることで、緊急交通路や緊急輸送道路の確保に時間を要すことから、救援部隊の投入には時間がかかることを前提としなければならない。このため、 <b>発災直後の初期段階においては、被災地域内及び近隣の住民の協力無くして、早い段階の救命活動は困難である。警察、消防、自衛隊のような装備と練磨には欠けるものの、一定の安全を確保し、住民、自主防災組織、地域の企業等が協力し合って救命・救助活動を行う仕組みを検討すべきである。</b>
大規模地震防災・減災対策大綱(H26.3)	道路啓開や交通渋滞の解消等が遅れた場合、救援部隊の到着には時間がかかることから、地方公共団体は、被災地域内の住民、 <b>自主防災組織、地域の企業等の協力のもと救命・救助活動を行う体制の充実を図る。</b>
首都直下地震緊急対策推進基本計画(H27.3)	発災直後における救命・救助活動を行うに当たっては、被災地域内の近隣の住民の協力が不可欠であることから、自身の安全確保を前提としつつ、住民、 <b>自主防災組織、地域の企業等が協力しあって救命・救助活動を行う体制の充実</b> に努める。

# 避難誘導①

文献名	記載内容
男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針 (H25.5)	<p>妊産婦や乳幼児を連れた保護者は、避難に時間と支援を要することが多いため、関係機関、自主防災組織、近隣住民等の協力を得て、安全を確保できる場所への避難誘導・避難介助を行うこと。</p>
首都直下地震の被害想定と対策について(最終報告) (H25.12)	<p>同時に大量に発生することが想定される住民等の避難者を円滑に避難場所へ避難させるため、消防団、自主防災組織等が中心となって、避難行動要支援者を避難させるための地域における支援体制の構築、実践的な訓練の実施等を進め、住民や就業者等による迅速な避難のための地域における支援体制を構築する必要がある。</p>
大規模地震防災・減災対策大綱(H26.3)	<p>海岸線等を有する全ての市町村は、消防団、自主防災組織、町内会、民間事業所等が参画し、地域ぐるみで津波避難計画の策定を行うとともに、要配慮者を含めた避難支援体制を確立しておく。その際、津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立を含め、避難誘導等に従事する者の安全確保にも留意する。</p>
首都直下地震緊急対策推進基本計画(H27.3)	<p>同時多発市街地火災に至った場合を想定し、効果的かつ効率的な消火活動や、避難行動要支援者を含め住民等の円滑な避難誘導を行うため、地方公共団体による要員の育成や資機材の配備、消防団、自主防災組織等による適切な避難誘導体制の強化、消防水利の整備等を促進する。この際、自主防災組織による初期消火が困難となることを踏まえ、避難のための一定の行動指針を設けるなどの備えを促進する。</p>

## 避難誘導②

文献名	記載内容
総合的な土砂災害対策の推進について(報告)(H27.6)	自主防災組織の人に対し、大雨で道路が冠水しているような状況の中で近隣の住民に声かけをしに行くことは危険であることを十分に認識してもらい、決して二次災害を起こすことのないよう周知を図るべきである。

# 避難所の開設・運営等①

文献名	記載内容
地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会報告(H24.3)	災害時に避難所運営のための職員を即座に派遣することは現実に困難と考えられることから、地域住民に対して公助の限界の理解を求めるとともに、平素の普及啓発や定期的な避難所運営訓練等を通じて、 <b>地域による避難所の自主運営の考え方の浸透を図る</b> 必要がある。
同上	災害発生後、できるだけ早く避難所を開設・運営するため、 <b>女性や若者を含む幅広い年代の地域住民</b> や避難所となる施設の関係者(学校における教員や教育委員会等)、行政等からなる体制を整備し、 <b>生活しやすい避難所のあり方について検討しておく</b> 必要がある。
南海トラフ巨大地震対策について(最終報告)(H25.5)	発災時には、甚大な被害と膨大な避難者への対応が必要なため、避難所運営そのものに地方公共団体職員が主体的に関わることは困難である。このため、地方公共団体は、避難所の管理者や <b>自主防災組織等が地域住民等の協力を得て、避難所を運営する体制を構築</b> し、運営内容を周知するよう平時から検討し、発災時のスムーズな避難所運営が可能となるよう努める必要がある。
首都直下地震の被害想定と対策について(最終報告)(H25.12)	ほとんどの避難者は、発災直後からしばらくの間、避難所での生活を送ることになる。避難所では、飲料水・食料、冬場の暖房、トイレの確保のみならず生理用品や乳幼児のための物品を含む日常生活用品の用意、健康管理、医療、学校等、東日本大震災でも生じた様々な問題に対し、特に膨大な数の被災者に対する、十分な対応が難しくなることも想定される。このため、 <b>速やかに避難所の地域主体による運営が開始され、極力混乱を押さえられるよう、あらかじめ地域コミュニティやボランティアによる避難所の運営マニュアル等を明確にしておくべき</b> である。

## 避難所の開設・運営等②

文献名	記載内容
南海トラフ地震防災対策推進基本計画(H26.3)	避難した住民等は、自主防災組織等の単位ごとに互いに協力しつつ、避難場所の運営に協力するものとする。
大規模地震防災・減災対策大綱(H26.3)	地方公共団体は、避難所の管理者や自主防災組織等が地域住民等の協力を得て、発災時にスムーズな避難所運営が可能となるよう、避難所の運営体制の構築及び運営内容の周知に平時から努める。その際、地域住民等以外に避難所の運営に精通したボランティアに関わってもらうことも念頭に置く。
総合的な土砂災害対策の推進について(報告)(H27.6)	市町村の防災担当部局は、教育委員会等と連携して、土砂災害に対する指定緊急避難場所となる学校について、指定緊急避難場所としての迅速な開設に関し、防災担当部局、学校、自主防災組織、地域住民等が互いに連携し、速やかに開設することができる体制を構築すべきである。
水害時における避難・応急対策の今後の在り方について(報告)(H28.3)	指定緊急避難場所と指定避難所との役割の違いを認識し、指定緊急避難場所については、命を守るために緊急的に避難するための場所であるから、行政職員の到着を待たずとも、自主防災組織をはじめとする地域住民等によって開錠等ができるようにしておくような工夫をする等、緊急時にすぐに使用できる状況を確保しておくべきである。
同上	被災者自らが行動し助け合いながら、避難所を運営することが望ましい。この場合、女性等、多様な主体の積極的な参画も得て、その意見を反映させていくことが重要である。

## 避難所の開設・運営等③

文献名	記載内容
避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針(H28.4)	各避難所の運営について、あらかじめ運営責任者を決定しておくほか、市町村が中心となり、学校等施設の管理者、自治会・自主防災組織等との間で、日頃からの協力関係を構築しておくことが望ましいこと。
同上	避難所における支援は、被災者の生活再建という最終目標を視野に入れ、その対応力の向上につなげていくことが重要である。そのため、避難所の避難担当者は、避難所の設置後、施設管理者や市町村職員による運営から避難者による自主的な運営に移行するため、被災前の地域社会の組織やNPO・NGO・ボランティアの協力を得るなどして、その立ち上げや地域のコミュニティ維持に配慮した運営になるよう支援すること。また、被災者による自発的な避難所での生活のルールづくりを支援すること。
同上	住民による避難所運営組織においても、人口の半数を占める女性等、多様な主体が責任者として加わり、乳幼児や子どものいる家庭等のニーズや、生理用品等女性に必要な物資や衛生・プライバシー等に関する意見も反映させるようにすること。また、避難所における要配慮者支援班等と連携し、要配慮者の意見も反映させるようにすること。 住民による自主的な運営にあたっては、炊事や清掃などの役割分担が、一部の住民に負担が偏らないよう配慮すること。
平成28年熊本地震に係る初動対応の検証レポート(H28.7)	今後の災害対応に向けて、避難所運営については、自主運営をもっと取り入れるべきである。発災当初は困難であっても、できる限り速やかに自主運営を行ってもらえるよう、平時から地区の区長等に入ってもらい、現地レベルで避難所運営のあり方を検討しておくべきである。また、避難者も自ら積極的に避難所運営に協力することの重要性を国民に広く周知徹底することが重要である。

その他



# 他団体との連携

文献名	記載内容
<p>地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会報告(H24.3)</p>	<p>行政による公助には限界があることから、住民同士の連携による共助の対応が重要であるため、<b>地域の状況に合った有効な連携方策を地域主体で地域毎に考えておく必要がある。</b></p>
<p>総合的な土砂災害対策の推進について(報告)(H27.6)</p>	<p>発災時に指定緊急避難場所の開設や情報伝達等が迅速に行えるよう、訓練等を通じてお互いの顔の見える関係を日頃から構築するとともに、<b>高齢化が進展している地域の自主防災組織については、地域内の企業・学校等のさまざまな組織と連携するなど体制の確保のための工夫</b>が望まれる。また、地域コミュニティの強化には、地域に密着し、災害が発生した場合に地域で即時に対応することができる消防団の役割も重要であることから、消防団員の加入の促進を図るとともに、住民、自主防災組織、消防団、地方公共団体、国等の多様な主体が適切に役割分担しながら相互に連携協力して取り組むことが重要である。</p>
<p>消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方に関する答申(H27.12)</p>	<p>消防団やそれ以外の防災に関わる組織、そしてコミュニティの在り方は、個々の地域ごとに様々である。したがって、画一的な役割分担論ではなく、<b>防災やコミュニティに関わる組織や住民等が参画し、それぞれの地域において地域防災力の在り方について議論</b>することが重要である。多様な組織や住民等が議論に参加し訓練等を行うことで、(中略)その地域ならではの防災に関する役割分担や連携協力、協働がなされることが期待できる。</p>
<p>水害時における避難・応急対策の今後の在り方について(報告)(H28.3)</p>	<p>自助・共助の取組をより実効的なものとするためには、<b>自主防災組織等の地域の防災を担う組織と消防団・水防団を活性化するとともに、それらの組織間の連携、市町村との連携を進める</b>ことが重要である。</p>

# 男女共同参画

文献名	記載内容
男女共同参画の視点からの 防災・復興の取組指針 (H25.5)	自主防災組織における女性の参画を促進するとともに、リーダーに複数の女性が含まれるよう女性リーダーの育成を図ること。
同上	自主防災組織の特定の活動(例えば、避難所における食事作り等)が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化することがないよう働きかけること。
消防団を中核とした地域防 災力の充実強化の在り方に 関する答申(H27.12)	多様化・大規模化する災害に対し、自助・共助・公助が一体となって地域防災力を発揮していくことが求められており、地域社会において女性が半分を占めることも踏まえ、地域における防災分野への生活者の多様な視点を反映する観点から女性の防災分野への参画を進めていくことが重要である。

## <参考> 調査対象の文献一覧

- 東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告(平成23年9月28日、中央防災会議東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会)
- 東日本大震災を踏まえた今後の消防防災体制のあり方に関する答申(平成24年1月30日、消防審議会)
- 地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会報告(平成24年3月、中央防災会議地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会)
- 防災対策推進検討会議最終報告(平成24年7月31日、中央防災会議防災対策推進検討会議)
- 津波避難対策検討ワーキンググループ報告(平成24年7月、中央防災会議防災対策推進検討会議津波避難対策検討ワーキンググループ)
- 首都圏大規模水害対策大綱(平成24年9月、中央防災会議)
- 災害時要援護者の避難支援に関する検討会報告書(平成25年3月、内閣府(防災担当))
- 男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針(平成25年5月、内閣府男女共同参画局)
- 南海トラフ巨大地震対策について(最終報告)(平成25年5月、中央防災会議防止対策推進検討会議南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ)
- 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(平成25年8月、内閣府(防災担当))
- 首都直下地震の被害想定と対策について(最終報告)(平成25年12月、中央防災会議首都直下地震対策検討ワーキンググループ)
- 南海トラフ地震防災対策推進基本計画(平成26年3月28日、中央防災会議)
- 大規模地震防災・減災対策大綱(平成26年3月、中央防災会議)
- 首都直下地震緊急対策推進基本計画(平成27年3月31日、閣議決定)
- 総合的な土砂災害対策の推進について(報告)(平成27年6月、中央防災会議防災対策実行会議総合的な土砂災害対策検討ワーキンググループ)
- 消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方に関する答申(平成27年12月22日、消防審議会)
- 水害時における避難・応急対策の今後の在り方について(報告)(平成28年3月、中央防災会議防災対策実行会議水害時の避難・応急対策検討ワーキンググループ)
- 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針(平成28年4月改定、内閣府(防災担当))
- 平成28年熊本地震に係る初動対応の検証レポート(平成28年7月、平成28年熊本地震に係る初動対応検証チーム)